

令和8年度 甘楽町こどもクラブ

入所案内

【問い合わせ先】

甘楽町福祉課こども係

電話：0274-67-5194

FAX：0274-67-7066

メール：kodomo@town.kanra.lg.jp

— 目次 —

概要

1. こどもクラブとは	1
2. こどもクラブの特徴	2
3. 利用区分	3
4. 一日の流れ（学校開校日の場合）	4
5. 一日の流れ（学校休業日の場合）	5

利用料について

6. 利用料	6
7. 利用料の減免、軽減について	6

各種申請について

8. 入所申請	7
9. 減免申請	10
10. 変更・退所について	11

施設で使用するシステム・アプリについて

11. システム・アプリの概要	12
12. 『おが～るシステム』による登下校管理	12
13. 『おがスマについて』	13

確認事項

14. 入所にあたっての重要事項	14
15. こどもクラブからのお願い	16

概要

1. こどもクラブとは

町では、「放課後子ども教室（町運営）」と「学童保育所（町社会福祉協議会運営）」を統合し、令和8年4月より新たな放課後児童の居場所として「こどもクラブ（町社会福祉協議会運営）」を設置します。

学校の空き教室等を活用し多様な体験活動や生活の場を提供することで、児童が安全で安心して過ごすことができる放課後等の居場所の充実を図り、児童の健全な育成を支援することを目的とした事業です。

甘楽町が社会福祉協議会に委託し、運営（指定管理者）します。

甘楽町こどもクラブ

小幡こどもクラブ

住 所 | 甘楽町大字小幡846番地（小幡小学校内）

電 話 | 080-1705-5930

福島こどもクラブ

住 所 | 甘楽町大字福島939番地1（福島小学校内）

電 話 | 080-1705-5909

新屋こどもクラブ

住 所 | 甘楽町大字天引26番地（旧新屋幼稚園）

電 話 | 080-1705-5927

※土曜日は、3カ所合同で実施（場所：新屋こどもクラブ）となります。

2. こどもクラブの特徴

①各学校区ごとに、こどもクラブが設置されています。

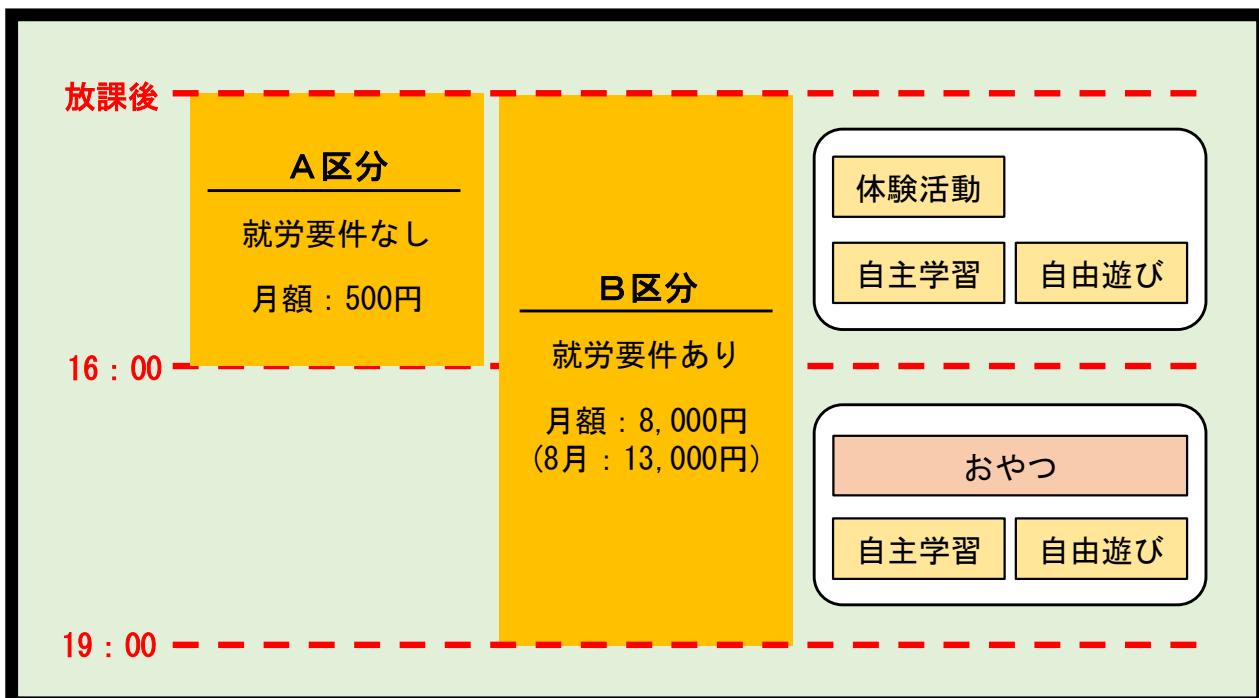
各小学校の近くに設置されているため、安心してご利用いただけます。

②2つの利用区分があります。

A区分・・・平日の利用時間 16時まで（就労要件なし）

B区分・・・平日の利用時間 19時まで（就労要件あり）

→ 詳細は3ページで説明



③クラス・担任制を導入し、多彩な体験活動等を実施します。

体験活動

スポーツ教室や工作教室など、様々な体験活動を企画しています。

季節のイベント

七夕、ハロウィン、クリスマスなど、季節のイベントが盛りだくさん！

自由遊び

サッカー・鬼ごっこ等の屋外遊びや折り紙・ぬりえ等の室内遊びをして楽しめます。

自主学習

宿題や学校の授業の予習・復習など、子どもたちの自主学習をスタッフが見守ります。

④土曜日に不定期でイベントを開催します。

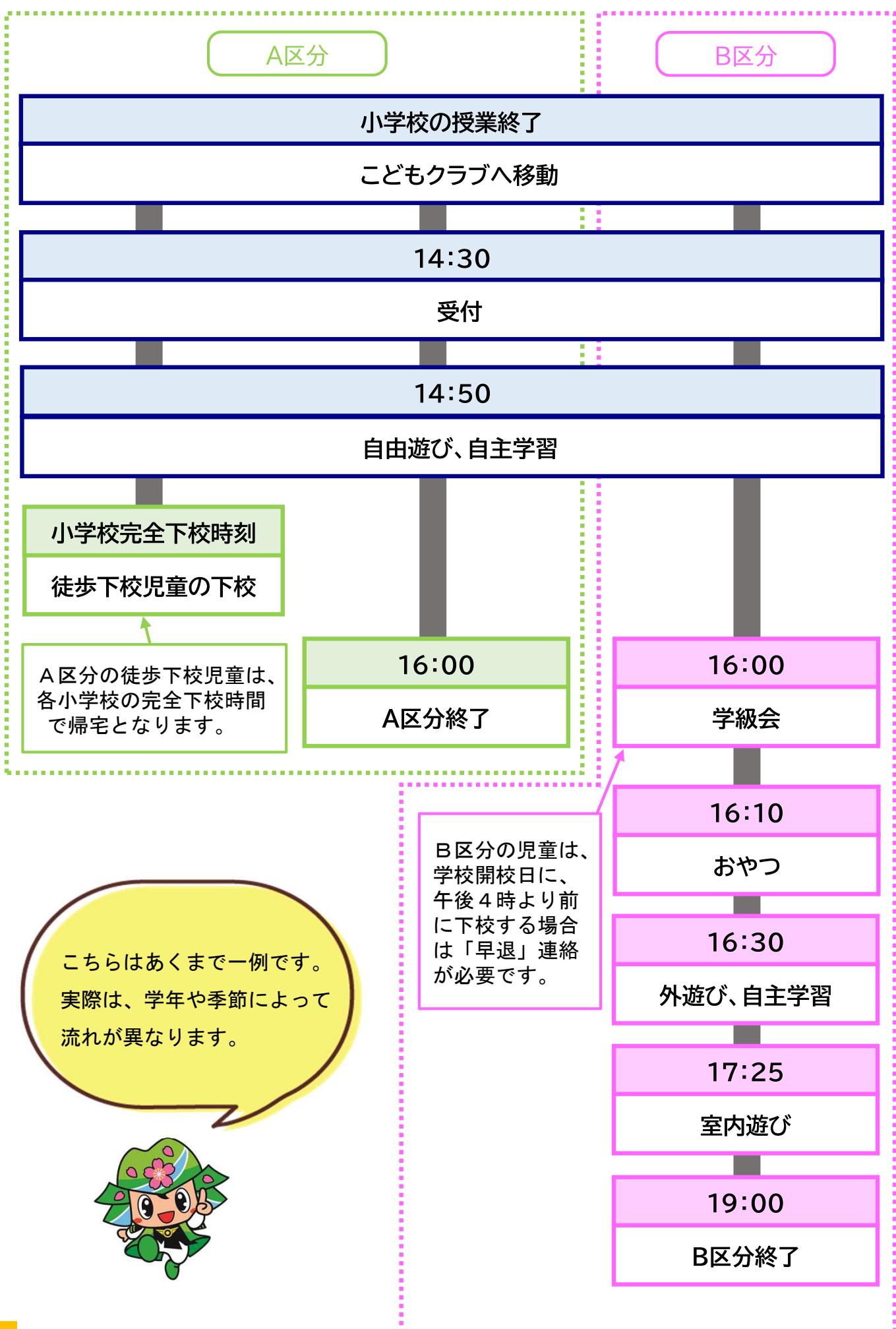
土曜イベントは、普段土曜日を利用してない児童も参加可能です。

※イベントごとに参加申込が必要です。

3. 利用区分

	A区分	B区分
対象児童	町内の小学生（1年生～6年生）	町内の小学生（1年生～6年生）
利用要件	なし	保護者が就労や病気等の理由により、放課後に保育を受けることができない児童（現在の学童保育所利用要件を満たす児童） →利用要件については9ページで説明
開所日	毎週月曜日から金曜日 ※新1年生の利用開始は5月から ※土曜日に開催するイベントには参加可	毎週月曜日から土曜日 ※土曜日は3カ所合同で実施し、場所は「新屋こどもクラブ」となります（土曜日は、保護者が土曜日に就労等により保育できない児童のみ利用可）
閉所日	●学校休業日（土曜日、日曜日、祝日、春・夏・冬休み、行事の振替休業日など） ●5校時終了時刻より前に学校が放課になる場合 ●台風、大雪、インフルエンザ等により、学校が休校・放課となった場合	●日曜日、祝日 ●お盆休み（8月13日～15日） ●年末年始（12月29日～1月3日） ●台風、大雪、インフルエンザ等により、学校が休校・放課となった場合
開所時間	● 徒步下校の児童 小学校の授業終了～小学校下校時間 ● 保護者迎えの児童 小学校の授業終了～午後4時	● 学校開校日 小学校の授業終了～午後7時 ● 学校休業日（土曜日、春・夏・冬休み、行事の振替休業日など） 午前7時30分～午後7時
利用料	月額：500円	月額：8,000円 (8月：13,000円)
おやつ	なし	あり
下校方法	徒步下校または保護者迎え	保護者迎え

4. 一日の流れのイメージ（学校開校日の場合）



5. 一日の流れのイメージ（学校休業日の場合）

7:30	受付
8:00	自主学習、室内遊び
9:00	学級会(朝の会)
9:30	所外保育
12:00	昼食、食休み
13:10	外遊び、体験活動
14:10	室内遊び
15:10	おやつ
15:40	外遊び
17:00	室内遊び
19:00	こどもクラブ閉所

★「所外保育」

こどもクラブ周辺にある施設（楽山園や公園など）で活動することがあります。

★「昼食」

みんなでお弁当を食べます。

※学校休業日は、ご家庭でお弁当の用意をお願いします。

※学校休業日中、お弁当を注文できる日（週1程度を予定）もあります。

学校休業日は、基本的に「B区分」のみの実施です。

※土曜日の不定期イベントには「A区分」児童も参加可能です。



利用料について

6. 利用料

各区分の利用料は、下記表のとおりです。

※利用料は1か月単位となっており、ひと月のうち1日でも参加した場合は、利用料が発生します。（日割り計算はできません。）

A区分	B区分
月額：500円	月額：8,000円 (8月：13,000円)

7. 利用料の減免、軽減について

利用料の減免・軽減の要件は、下記表のとおりです。

※複数の要件に該当する場合であっても、重複しての適用とはなりません。

減額 (半額)	A) 市町村民税が非課税世帯 B) 児童扶養手当受給世帯
免除	C) 生活保護世帯 D) 市町村民税が非課税かつ児童扶養手当受給世帯

→ 適用には減免申請が必要です（10ページをご確認ください）

※申請がない場合、上記の要件を満たしていたとしても適用対象となりませんので、ご注意ください。（年度ごとに申請が必要です。）

※減免理由に該当しなくなっていることが後から判明した場合、遡って減免を取り消し、利用料を追加徴収します。

軽減 (半額)	E) 同区分利用者2人目以降
------------	----------------

→ 手続き不要で自動的に適用となります

※同じ月に同区分の利用者が2人以上参加した場合、2人目以降が半額となります。

例)4月に弟と兄がB区分を利用 → 兄が半額(兄：4,000円、弟：8,000円)

4月に弟がB区分、兄がA区分を利用 → 通常料金(兄：500円、弟：8,000円)

4月に弟がB区分を利用、兄はお休み → 通常料金(兄：0円、弟：8,000円)

各種申請について

8. 入所申請

●申請方法

下記のURLまたは二次元コードを読み取り、申請フォームよりお手続きください。

※オンラインでの申請が難しい場合は、福祉課こども係までご相談ください。

※兄弟姉妹で参加する場合でも、一人ずつ別々に申し込みをお願いします。

A区分	B区分
	

<https://logoform.jp/form/FPjZ/1397209> <https://logoform.jp/form/FPjZ/1397170>

過去に、こどもクラブ・学童保育所・放課後子ども教室への入所経験がなく、支援を要する児童（下記①②のいずれかに当てはまる児童）については、窓口にて児童の健康状態等について聞き取りを行います。福祉課こども係に連絡し、面談日程の調整をお願いいたします。

- ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・通所受給者証のいずれかをお持ちの児童
②特別支援学級に在籍（予定）の児童

●申請手順

Step 1

要件を確認し、利用区分を選ぶ

Step 2

必要書類を準備する（B区分の方のみ）

Step 3

入所申請フォームより、入所申請を行う

こどもクラブから「入所決定通知書」が届きます。

Step 4

減免申請フォームより、減免申請を行う（対象者のみ）

町から「利用料減免承認書」が届きます。（対象者のみ）



「甘楽町こどもクラブ入所案内（本資料）」の内容に同意いただいたうえでお手続きください。

●入所申請スケジュール

入所申請は、下記表の期限までにお願いします。

▼集中受付期間（令和8年度当初入所希望の場合）

申請期間
令和8年1月20日（火）～令和8年2月3日（火）午後5時まで

▼随時申込（令和8年度途中入所希望の場合）

入所開始月	申請期限
令和8年 5月	令和8年 4月10日（金）午後5時まで
令和8年 6月	令和8年 5月 8日（金）午後5時まで
令和8年 7月	令和8年 6月10日（水）午後5時まで
令和8年 8月	令和8年 7月10日（金）午後5時まで
令和8年 9月	令和8年 8月10日（月）午後5時まで
令和8年 10月	令和8年 9月10日（木）午後5時まで
令和8年 11月	令和8年10月 9日（金）午後5時まで
令和8年 12月	令和8年11月10日（火）午後5時まで
令和9年 1月	令和8年12月10日（木）午後5時まで
令和9年 2月	令和9年 1月 8日（金）午後5時まで
令和9年 3月	令和9年 2月10日（水）午後5時まで

●定員について

地区	定員
小幡	1施設60人程度
福島	1施設60人程度
新屋	1施設80人程度

うちB区分：40人

※定員を大幅にオーバーする場合、B区分対象者、低学年、兄弟姉妹児の順で優先して入所決定する可能性があります。

（令和7年度実績と同程度の申請人数の場合、定員漏れは発生しません。）

● B区分利用要件

B区分の申請には、保護者が下記のいずれかの要件に該当している必要があります。また入所申請時に、要件に基づいた添付書類の提出が必要となります。

要件		必要書類
就労	<p>保護者の勤務終了時間が「午後2時以降」</p> <p>※学校休業日のみ参加の場合は、対象日の午前7時30分～午後7時の間に就労が確認できれば、参加可</p> <p>※通勤時間は就労時間に含まない</p>	<input type="checkbox"/> 「就労証明書」 ※保護者1人につき1枚必要 ※被雇用者の場合、就労先事業者等に作成を依頼すること(本人作成無効) ※会社独自様式の場合は、町様式の記載事項をすべて含めること 自営業の場合、加えて以下いずれか1点 <input type="checkbox"/> 「開業届」または「営業許可証」の写し <input type="checkbox"/> 前年分の確定申告書の写し
出産	<p>母親が産前産後休暇期間にあたる</p> <p>※許可期間は「予定月とその前後2か月（合計5か月間）」</p>	<input type="checkbox"/> 出産児の母子手帳の写し ※父母氏名、分娩予定日がわかるページ
疾病 ・ 障がい	<p>保護者が疾病・障がいにより、保育できない</p>	以下のいずれか1点 <input type="checkbox"/> 「診断書」 ※診断書は以下4点の記載必須 ①病名、②病状、③必要な療養期間、 ④保育ができない旨 <input type="checkbox"/> 障害者手帳等の写し
介護 ・ 看護	<p>保護者が親族の介護・看護のため、保育できない</p> <p>※介護・看護時間の条件は就労と同様</p>	<input type="checkbox"/> 「介護・看護状況申告書(町様式)」 加えて以下いずれか1点 <input type="checkbox"/> 「診断書」 ※診断書は以下4点の記載必須 ①病名、②病状、③必要な療養期間、 ④家族による常時介護・看護が必要な旨 <input type="checkbox"/> 障害者手帳等の写し <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証(介護保険証)の写し
就学 ・ 職業訓練	<p>就学や職業訓練等のため、保育できない</p> <p>※就学時間の条件は就労と同様 ※学校教育法第1条規定の学校、同法第124条規定の専修学校、同法第134条第1項規定の各種学校その他これらに準ずる教育施設(カルチャースクール等)は対象外</p>	以下の2点(どちらも提出が必須) <input type="checkbox"/> 「在学証明書」または「受講決定通知書」 <input type="checkbox"/> 「カリキュラム」または「時間割」の写し ※保育を必要とする期間・日数及び時間がわかるもの
求職活動	<p>求職活動により、保育できない</p> <p>※許可期間は最大3か月間まで</p>	<input type="checkbox"/> ハローワークの受付票
その他	<p>上記理由以外に、特別な事情で保育ができないと運営責任者が認めた場合</p>	<input type="checkbox"/> 運営責任者が求めた書類

9. 減免申請

●減免申請

下記の申請フォームよりお手続きください。

※オンラインでの申請が難しい場合は、福祉課こども係までご相談ください。

申請フォーム	申請期限
<p>▼減免申請 </p> <p>https://logoform.jp/form/FPjZ/1398039</p>	<p>変更希望月の前月末日まで (末日が土日祝にあたる 場合は前倒し)</p>

要件	添付書類
市町村民税が 非課税世帯	<p>対象月が4～6月の場合 <input checked="" type="checkbox"/>「前年度の課税証明書」 ※甘楽町に令和7年1月1日時点で住民登録がある方は書類を省略可（注1）</p> <p>対象月が7～3月の場合 <input checked="" type="checkbox"/>「今年度の課税証明書」 ※甘楽町に令和8年1月1日時点で住民登録がある方は書類を省略可（注1）</p>
児童扶養手当 受給世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 児童扶養手当証書の写し ※甘楽町に住民登録がある方は書類を省略可（注1）
生活保護世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護受給証明書の写し ※甘楽町に住民登録がある方は書類を省略可（注1）

※申請がない場合は要件を満たしていたとしても適用対象となりません。

※期限を過ぎた場合、遡って適用はできませんので、ご注意ください。

※減免理由が変更となった場合は、速やかに「減免申請」の再提出をお願いします。

（注1）世帯状況、課税状況、生活保護・児童扶養手当の受給状況を町が備付けの
公簿等により確認することに同意が必要

●減免理由の消滅

減免の決定後に減免の要件に該当しなくなった場合は速やかに「減免理由消滅届」の提出をお願いします。

※オンラインでの申請が難しい場合は、福祉課こども係までご相談ください。

申請フォーム	申請期限
<p>▼減免理由消滅届 </p> <p>https://logoform.jp/form/FPjZ/1398046</p>	<p>変更が判明した時点で 速やかにご申請ください</p>

※減免理由に該当しなくなっていることが後から判明した場合、遡って減免を取り消し、
利用料を追加徴収します。

10. 変更・退所について

下記表のURLまたは二次元コードを読み取り、各申請フォームよりお手続きください。

※オンラインでの申請が難しい場合は、福祉課こども係までご相談ください。

申請内容	申請フォーム	申請期限
●利用区分の変更 例) A区分→B区分に変更 例) B区分→A区分に変更	▼ 利用区分変更申請  https://logoform.jp/form/FPjZ/1398052	変更希望月の前月10日まで(10日が土日祝にあたる場合は前倒し)
●内容変更 (B区分利用要件の変更以外) 例) 住所や緊急連絡先の変更	▼ 変更申請  https://logoform.jp/form/FPjZ/1398049	変更日の5日前まで(土日祝を除く)
●B区分利用要件の変更 例) 就労先、就労時間の変更 例) 求職活動から就労への変更	▼ 退所申請  https://logoform.jp/form/FPjZ/1398047	変更が判明した時点で速やかにご申請ください
●こどもクラブの退所		退所希望月の前月10日まで(10日が土日祝にあたる場合は前倒し)

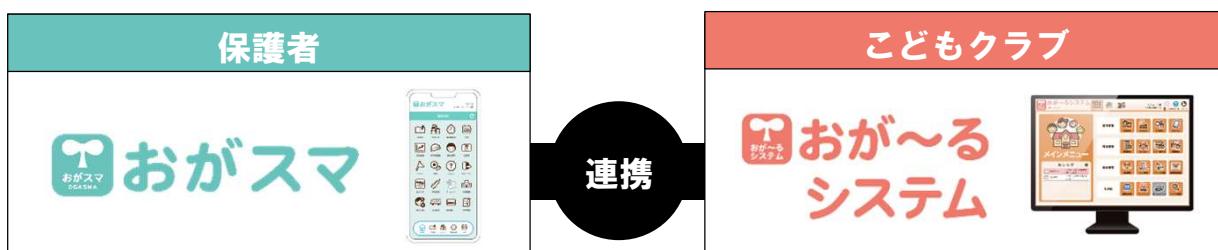
※申請内容により、申請フォーム、申請期限が異なりますのでご注意ください。

施設で使用するシステム・アプリについて

1.1. システム・アプリの概要

こどもクラブでは、児童の管理のため、『おが～るシステム』というシステムを各施設に導入しております。

保護者には、上記システムと連携したアプリ『おがスマ』の利用をお願いしております。施設からのお知らせの受信、欠席報告等を行うためのアプリとなりますので、アプリのご利用についてご了承ください。



1.2. 『おが～るシステム』による登下校管理

1  <p>タブレット バーコードリーダー</p>	<p>各こどもクラブ用玄関に「タブレット」と「バーコードリーダー」が設置されています。</p>
2  <p>登降所カード バーコード 25-00068 (登降所カード) なまえ 登控・下校時にこのカードで受付してください</p>	<p>入所日前までに「登降所カード」をお配りいたします。 「登降所カード」は、パスケースに入れ、ランドセルに付けます。</p>
3 	<p>登下校時に「登降所カード」を「バーコードリーダー」でスキャンすると、登下校時刻が記録されます。 保護者は、『おがスマ』のアプリから、カードがスキャンされた時刻を確認できます。</p>

※詳しいご利用方法は、入所決定後にお知らせいたします。

13. 『おがスマ』について

『おがスマ』とは、保護者様向けのスマートフォンアプリです。
欠席・早退連絡や施設からのお知らせの確認ができます。

●機能について

【連絡帳】
選択した日の連絡事項を登録できます。
※連絡帳から欠席連絡は行わないでください。

【登降園履歴】
児童の登下校の履歴を確認できます。
また、連絡した欠席・早退の日にちの確認もできます。

【イベント】
施設のイベントカレンダーを確認できます。

【登降園連絡】
欠席・早退連絡を登録することができます。
また、登録済みの欠席・早退連絡のキャンセルも可能です。

【お知らせ/アンケート】
施設から来た「お知らせ」「アンケート」の内容を確認できます。

欠席連絡はこちらからです！

●欠席・早退連絡について

『おがスマ』の「登降園連絡」機能より、欠席日の登録をお願いします。
また、B区分の方で学校開校日に、午後4時より前に下校する場合は「早退」の登録をお願いします。

※欠席以外の日を「こどもクラブ出席予定日」とさせていただきます。

※下記の時間を過ぎた場合は、電話でご連絡ください。

1) 利用日登録

・毎月20日までに、翌月の欠席・早退予定をご登録ください。

2) 利用日変更

・学校開校日の場合・・・当日の正午（12:00）まで
・1日保育（土曜日、春・夏・冬休み）の場合・・・当日の午前8時30分まで

●利用料の徴収について

利用料は『おがスマ』の「おがペイ」機能より、徴収を予定しております。

<対応決済方法>

- ・クレジットカード決済
- ・PayPay決済
- ・コンビニ決済



確認事項

14. 入所にあたっての重要事項

<申請について>

- 「甘楽町こどもクラブ入所案内（本資料）」の内容に同意いただいたうえでお申し込みください。
- こどもクラブの利用には毎年度申請が必要です。翌年度も引き続き利用を希望する場合は、改めて期日までに新規申請を行う必要があります。（進級による自動更新はありません。）
- 入所申請後、申請内容に変更が生じた場合は、期限内に手続きを行ってください。
- 下記に該当する場合は入所を許可できない可能性があります。
 - ・ 入所要件に該当しない場合
 - ・ 前年度の学童保育所・放課後子ども教室の利用料に未納がある場合
 - ・ 申請内容に虚偽がある場合
 - ・ 申請書類や添付書類に不備があり、期限内に不備を修正しない場合
- 下記の場合、入所決定を取り消す場合があります。
 - ・ 入所要件に該当しなくなった場合
 - ・ 正当な理由なく利用料の滞納が続く場合
 - ・ 申請内容に虚偽があった場合
 - ・ 「甘楽町こどもクラブ入所案内（本書）」の記載事項を遵守していない場合
 - ・ 管理運営上支障がある場合（こどもクラブのルールを守らない場合、他の児童やスタッフに危害を加える場合、スタッフの注意に従わない場合等）

<利用料について>

- 利用料は1か月単位となっており、ひと月のうち1日でも参加した場合は、利用料が発生します。（日割り計算はできません。）
- 月途中の入所・退所の場合も全額料金が発生します。
- 利用料の減免には毎年度申請が必要です。申請がない場合は要件を満たしていたとしても適用対象となりません。
- 減免の決定後に減免の要件に該当しなくなった場合は速やかにお申し出ください。その時点で減免も取り消しとなります。
- 減免理由に該当しなくなっていることが後から判明した場合、遡って減免を取り消し、利用料を追加徴収します。

<出欠連絡について>

- 毎月20日までに、次の月の欠席予定を「おがスマ」にご登録ください。
欠席以外の日を「こどもクラブ出席予定日」とさせていただきます。
- B区分の方で、学校開校日に午後4時より前に帰宅する場合は「早退」の登録をお願いします。
- 登録した欠席予定が変更となった場合は、速やかに変更登録をお願いします。
- こどもクラブ出席予定日に学校を欠席・早退する場合も、忘れずに欠席連絡をお願いします。

<送迎、下校方法について>

- 徒歩下校で帰る児童は、小学校の完全下校時刻で一斉に下校となります。
- 完全下校時刻以降もこどもクラブに参加する場合、保護者のお迎えが必須です。
- お迎えは利用時間内（A区分：午後4時まで、B区分：午後7時まで）にお願いします。
※時間に余裕を持ったお迎えをお願いします。
- 学校休業日は、保護者の方が必ず送り迎えをお願いします。

<個人情報の取り扱いについて>

- こどもクラブ利用に関する審査や運営に必要な世帯情報や税情報（同世帯）等の個人情報について、町が閲覧し、指定管理者と情報共有します。
- 児童の在籍状況や心身の状況等の情報について、児童の保育を安全に実施するうえで必要な範囲内において、関連機関（町役場内の他部署、教育委員会、小学校、保育園、認定こども園等）と情報共有することがあります。
- 取得した個人情報は適切に管理し、こどもクラブの運営や子どもたちの育成支援のためにのみ使用します。

<その他>

- こどもクラブ管理下で発生した事故に関しては、「スポーツ安全保険」の範囲内での補償となります。
- 施設には医療専門スタッフはおりませんが、ご了承ください。

15. こどもクラブからのお願い

共通のお願い（A区分・B区分）

B区分のお願い

●はじめの一歩を大切に！

小学校就学、こどもクラブ入所をきっかけに、子どもの生活する世界は一気に広がります。また、子どもにとっては初体験・緊張の連続です。そんな子どもたちがこどもクラブに来たら少しでも伸び伸び過ごせるよう、スタッフ一同サポートしていきます。

小さな体で頑張っている子どもたちが安心して過ごせるよう、保護者の皆様にもご協力をお願いします。

●ルールを守って楽しいこどもクラブに

こどもクラブには、小学校1年生から6年生まで、年齢の違う子どもが通っています。こどもクラブに通っている子どもたち全員が気持ちよく過ごすためには、集団生活のルールが大切となります。施設スタッフの話をよく聞いてルールを守るよう、お子様にもお伝えください。

●こどもクラブに来るときは・・・

学校がある日は、ランドセルを背負って直接こどもクラブへ行くよう、お子様にお伝えください。こどもクラブへ来たら、「登降所カード」をスキャンするようお願いします。

※新屋小学校の児童は、信号機のある横断歩道を渡って来てください。

道路を渡るため車に気を付けるよう、お子様にお伝えください。

●こどもクラブから帰るときは・・・

こどもクラブから帰る際は、必ず職員に声をかけてから帰るよう、お子様にお伝えください。また、帰る際には「登降所カード」のスキャンを忘れずにお願いします。

※B区分の児童は、必ず保護者の迎えをお願いします。連絡事項等がある場合もございますので、お迎えの際は必ず職員に声をかけてから一緒に帰りください。

※こどもクラブから習い事へ行く場合、保護者が送り迎えをお願いします。

●こどもクラブに通うことをお子様とよくお話し下さい

他のお友達がまっすぐ家に帰っていったり、先に帰って行く姿を見て不思議に思う子もあります。特に、B区分利用児童は保護者の方と離れる時間が長く、不安に感じるお子様もあります。なぜこどもクラブに通うことになったのか、保護者の方が働いているためお迎えが遅くなること等、お子様が納得できるよう、家族で話し合う機会をもっていただくようお願いします。

また、参加日、下校方法、お迎えの時間などが分からず、不安がっているお子さんも見受けられますので、事前によくお子様と確認をお願いします。

●持ち物には必ず名前を書き、大事なものは持ってこない

- ・持ち物には必ず学年・組・名前の記入をお願いします。
※パーツが分かれる物については、個々に名前を記載してください。
※上着についてはタグ等に名前の記載をお願いします。
- ・こどもクラブ活動中、子どもたちの荷物はロッカーに置いています。ロッカーに扉は無く鍵もからないため、大事な物はこどもクラブに持ってこないようにお願いします。
- ・こどもクラブでは荷物のお預かりは行っておりません。
- ・こどもクラブでは、タブレットの使用はできません。
- ・遊び道具はこどもクラブにある物を使うため、私物は持ってこないようにお願いします。

●「帽子」「こどもクラブ用の上履き」を用意してください

- ・熱中症予防等のため、屋外に出るときは「帽子」を被りますので、ご持参ください。
- ・小学校で履いている物とは別の「上履き」をご用意ください。
(上履きの名前は2箇所に記載をお願いします。)



●自主学習について

答え合わせや音読などは、お子様の現状を理解したり、家庭での触れ合いという意味から、保護者の方と一緒にご家庭で行うようにお願いしております。

●保険について

こどもクラブに入所する児童は全員「スポーツ安全保険」に加入します。利用中の事故、徒歩で下校中の怪我等が対象となりますので、通院や入院等するような状況になった場合には、お知らせください。（医療費が無料の場合も対象となります。）

●緊急連絡先に連絡し、お迎えをお願いすることがあります

37度以上の熱がある場合や体調不良の場合は、緊急連絡先に連絡しますので、お迎えをお願いします。（平熱が高い児童については事前にご相談ください。）

●「登降所カード」について

「登降所カード」を破損・紛失した場合は、町福祉課こども係までご連絡ください。カードを再発行し、施設のスタッフよりお渡しします。（再発行には数日かかります。）

パスケースを破損・紛失した場合は、ご家庭でご用意をお願いします。（バーコード表示部分に色が付いていたり、反射が強い素材の場合、バーコードの読み取りが困難になりますのでご注意ください。）

●困ったことがあればご相談を

こどもクラブに通っている中で、お子様がこどもクラブに行きたがらない、というようなことがあるかもしれません。特に年度初めは環境の変化を不安に感じるお子様も多くいらっしゃると思います。そんな時は、お子様とじっくり話し合ったり、こどもクラブの所長やスタッフにご相談ください。子どもが自ら納得できる解決策を一緒に探していくましょう。

●徒歩下校の場合、学校の完全下校時間で帰宅

下校方法が「徒歩下校」の場合、小学校の完全下校時刻にあわせて一斉下校となります。児童の安全性のため、近くのお子様となるべく一緒に帰るよう、お子様にお伝えください。安全に下校できるよう、交通ルールの順守や下校ルート等について、ご家庭でお子様とよくお話しするようお願いします。

また、一人で帰ることを不安に思うお子様もいますので、お子様の気持ちの確認もお願いします。もし、お子様が「一人で帰れない」とおっしゃった場合は、お迎えをお願いする場合があります。

●宿題について 【B区分】

B区分の児童については、保育指導の観点から、宿題の実施についてスタッフより呼びかけをさせていただきます。（答え合わせや音読などはこどもクラブでは行いません。）

家庭での学習習慣形成のために宿題は家で行うというご家庭の方針も尊重いたしますので、お申し出ください。

●「着替え」を用意してください 【B区分】

B区分の児童について、こどもクラブに来てから服が汚れたり汗をかいた時は、着替えをします。「下着」「靴下」「季節に合わせた着替え」「タオル（2枚）」をこどもクラブに置いておいてください。

●B区分はおやつの時間があります 【B区分】

B区分の児童にはおやつの時間があります。おやつはこどもクラブで用意します。（学校休業日を含む）

※アレルギーが重度である方や複数品目がある方には、おやつの持参をお願いする場合もございますが、ご了承ください。

●学校休業日はお弁当の持参を 【B区分】

学校休業日の時は、お弁当を持たせてください。

※学校休業中、お弁当を注文できる日（週1程度を予定）もあります。

※保護者の方へ お子様にお伝えください

★ こどもクラブのやくそく ★

やくそくをまもり、^{たの}楽しいこどもクラブの^{じかん}時間にしましょう！

- ・まわりの人のめいわくになることはしない。
- ・おへやの中では「はしらない」「大きな声は出さない」
- ・足^{あし}をケガしないように、うわばきをはこう。
- ・物^{もの}はだいじにつかおう。つかったものは、もとのばしょにもどそう。
- ・一人で移動^{いどう}しない。みんなといっしょにすごそう。
- ・かえる時は、わすれものをしないように、かくにんしよう。
- ・ケガをした時^{とき}、ちょうどしがわるい時^{とき}、こまつたことがあった時は、大人の人におはなししよう。